

カントと公共性の問題  
—良心をめぐるカントとハイデガー—

加藤泰史（一橋大学）

カントの法的思考は『純粋理性批判』以来一貫したものであり、すでにそこでも「社会契約説」的用語を多用して「純粋理性の批判」を説明している。本発表ではこの「法的思考」ということに焦点を当て、「根源的契約」をラディカル・デモクラシーのコンテクストに置き直した上で「政治」のダイナミズムを取り戻そうとするマウスやシェーンリッヒの解釈を手がかりにしてみたい。両者はともに「根源的契約」モデルに「制度化の制度化」ないし「制度の制度化」という「再帰的」な構造を読み取り、この「根源的契約」を手続き主義的、あるいは手続き的形式主義的に解釈する。現代ではカントの実践哲学を手続き主義的に理解しようとする傾向は一定の支持を獲得しているが、両者もルーマンの「制度化の制度化」の論理をたくみに換骨奪胎している点やその論理を徹底することで鮮やかにカントの手続き主義的側面に光を当てている点などに注目すべき新しさがあるとはいえ、こうした傾向に棹さずカント解釈だと言えよう。

ところが、こうした手続き主義的カント解釈の場合、「支配形式」と「統治様式」の区別をめぐるカントの議論がうまく理解できない。こうした解釈ではカントの「共和的」な統治様式を現代の「議会制民主主義」と同じないしそれに類した政治体制として理解しようとすることが多いが、特にポーコック以来の「共和主義」研究を参照すると、事態はそれほど単純ではない。それはとりわけ「理性の公共的使用」をめぐる先鋭化する。カントはここできわめて奇妙な「公共性」概念を持ち出すが、それは当時のメンデルスゾーンも十分に理解できなかったほどであり、グリムによれば、そうした用例はカントに限定される（もちろんここに「公共性の構造転換」を読み取ったのがハーバーマスにほかならない）。カントの「共和主義」の鍵はこの「公共的使用」にあり、それはさらに「良心」の問題と内的に関連する。富永茂樹のいう「啓蒙のアポリア」はこの概念においても独特な仕方では析出可能である。それを析出した上でハイデガーの『存在と時間』における「良心」論と比較してみたいと思う。